

深谷市新庁舎基本計画検討有識者会議設置要綱

平成27年5月8日 市長決裁

(設置)

第1条 深谷市の新庁舎建設基本計画策定に関し、専門的見地から意見及び助言を求めるため、深谷市新庁舎基本計画検討有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について意見及び助言を述べるものとし、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 新庁舎建設に係る基本計画の策定に関すること。
- (2) その他新庁舎建設について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 有識者会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議において議決すべき案件があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、企画財政部公共施設改革推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月8日から施行する。